

江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金（店舗補助型）交付要綱

令和5年7月1日要綱第142号

（目的）

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメットを購入する江戸川区民（以下「区民」という。）の負担を軽減するため、自転車用ヘルメットを販売する店舗に補助金を交付し、自転車用ヘルメット着用の普及を図るとともに自転車利用者の安全運転を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車用ヘルメット 自転車に乗車する際に着用するヘルメットで、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが付いているもの
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークが付いているもの
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークが付いているもの
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマークが付いているもの
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマークが付いているもの
 - カ アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付いているもので、江戸川区長（以下「区長」という。）が認めるもの
- (2) 店舗 自転車用ヘルメットを販売する江戸川区内の自転車販売店をいう。
- (3) 事業協力店 第6条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた店舗をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、事業協力店で、自転車用ヘルメット（自ら又は自らと同一の世帯に属する者が使用するものに限る。）を購入する区民に対して、自転車用ヘルメット1個につき販売価格から2,000円（販売価格が2,000円を下回る場合は、販売価格）を控除した金額で販売する事業とする。

（補助金交付額）

第4条 補助金の交付額は、前条に規定する控除額に相当する額とし、予算の範

区内において、補助金を交付するものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする店舗は、江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金交付決定書(第2号様式)により当該店舗にその旨を通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する交付決定に際し、必要な条件を付けることができる。

3 区長は、前条の規定による交付申請について、不適当と認めるときは、江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金不交付決定書(第3号様式)により当該店舗にその旨を通知するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第7条 事業協力店は、補助対象事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに書面により区長に報告しなければならない。

(事業の実績報告)

第8条 事業協力店は、四半期(区長が特別な事情があると認めるときは、月を単位として別に定める時期)ごとに、江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 自転車用ヘルメット購入申込書(第5号様式。以下「購入申込書」という。)

(2) 自転車用ヘルメットの販売の実績を証する書類

(補助金額の確定)

第9条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金交付確定通知書(第6号様式)により、事業協力店に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、事業協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業の経理等)

第12条 事業協力店は、本事業に係る経理処理について、その収支事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 事業協力店は、購入申込書の記載に必要な範囲で、適法かつ公正な手段によってのみ、区民から本事業に係る個人情報の提供を受けることができる。

2 事業協力店は、購入申込書の保管場所を確保するとともに、施錠等により個人情報の適正な管理及び安全な保護を図らなければならない。

3 事業協力店は、購入申込書により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。本事業が終了した後においても同様とする。

4 事業協力店は、購入申込書により知り得た個人情報の全部又は一部を、江戸川区（以下「区」という。）の承諾を得ずに複写し、複製し、又は加工してはならない。

5 事業協力店は、購入申込書により知り得た個人情報を、本事業以外の用途に使用してはならない。

6 事業協力店は、本事業の実施に関し、個人情報の紛失、漏洩、滅失、棄損、改ざん等の事故が生じたとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに区に報告するとともに、区の指示に従わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

様 式

(別紙のとおり改める)

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の江戸川自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。